

社会福祉法人いわくら福社会職員行動規範

私たち職員は、社会福祉法人いわくら福社会職員倫理綱領の「生命の尊厳、個人の尊厳、人権の擁護、社会への参加、専門的な支援」を基本として、利用者一人ひとりの笑顔が輝く、より豊かな社会を創り上げていくために、この「職員行動規範」を遵守し行動します。

基本的姿勢

- (1) 障害のある利用者の人間としての尊厳を大切にして、利用者の権利擁護につとめます。
- (2) 支援者の立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
- (3) 利用者が快適で豊かな生活が出来るように支援します。
- (4) 福祉施設の役割と専門性を認識し、保護者をはじめ関係機関や地域住民、ボランティアと協働して、地域に貢献できる施設づくりに努めます。
- (5) 支援者としての専門性を高めるため、絶えず研鑽に努めます。

具体的行動規範

<人権の尊重>

- ① 利用者に対して、いかなる理由があっても、体罰は一切しません。
- ② 利用者に対して、からかい、侮蔑、嘲笑などの差別的な態度はとりません。
- ③ 利用者の人格を尊重し、呼称は「～さん」を基本とし、呼び捨て、あだ名では呼びません。
- ④ 利用者への支援に当たって、プライバシーの保護に配慮します。(利用者の了解なしに所持品の確認をしない。利用者の排泄、生理等の異性介助をしない。)

<利用者の主体性の尊重>

- ① 支援者として利用者が安心感をもてるような態度で接します。(命令的や否定的な言葉を慎み、むやみに大声で注意したり呼びつけたりしません。)
- ② 利用者の個々の性格や生活のペースを尊重し、一方的な理由で行動を強要しません。
- ③ 利用者の長所やがんばりなどを積極的に認め、自立していこうとする力を支援します。
- ④ 利用者が楽しい雰囲気の中で生活できるよう工夫して取り組みます。

＜一人ひとりの利用者にふさわしい支援＞

- ① 利用者一人ひとりの障害特性や能力、個人の状況やニーズを的確に捉え、個別支援計画を作成して、利用者の了解のもとに、自立・自己実現に向けた支援を行います。
- ② 利用者個々について適切なコミュニケーション手段を工夫するなどして意思の疎通を図ります。
- ③ 利用者の健康管理、安全確保、体力に配慮した支援に努めます。
- ④ 利用者が不安定な時や興奮した状態にある時は、感情的にならず行動の背景などの理解に努め、冷静に対応します。
- ⑤ 利用者の自傷、他害その他の危険な行為を防止する時には、必要最低限の抑止にとどめます。

＜利用者、保護者に対する情報の提供＞

- ① 利用者との利用契約に際しては、事前に見学や面談、体験利用を行い、施設支援の基本方針などを十分に説明します。
- ② 支援の状況に関する情報は、定期的に報告し、家族の協力を得るように努めます。（個別支援計画）
- ③ 利用者・保護者に対しては、年間行事予定、月間行事予定、外出活動、献立などの情報を伝えます。

＜開かれた施設づくり＞

- ① 施設が常に利用者の保護者をはじめ、ボランティア、関係機関、地域住民に支えられていることを認識し、開かれた施設づくりに努めます。
- ② 専門的機関としての役割を認識し、家族支援をはじめ地域のニーズに応えられる利用しやすい施設づくりに努めます。

＜職員の自覚＞

- ① 利用者との私的な関係を結びません。（私的な電話等をしない。私的な金品等の授受をしない。）
- ② 利用者への支援の専門職としての誇りと自覚を持ち、支援技術向上のために、積極的に研修会などに参加するなどして自己研鑽を重ね、資質の向上に努めます。
- ③ 職員としての誇りと自覚を持ち、組織の一員として、チームワークを重んじた利用者支援を行います。
- ④ この行動規範をより実践的なものとするために、たえず自己点検、相互点検を怠らず、必要に応じて、各会議においてその実践状況を相互に確認するものとします。

附則 この規範は、2022年10月1日から施行する。